

第14章

連携・ネットワーク



発達障害の支援を行う際、様々な分野の支援者が関わるのが少なくありません。この章では、関係機関同士の連携やネットワークについて留意すること等を掲載しています。

関係機関連携・ネットワークについて

関係機関連携の意義

平成28年8月に改正された発達障害者支援法では乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援と教育・福祉・医療・労働等が緊密に連携すること（第二条の二）が明記されています。

本人の1日の生活は、様々な場面（暮らし／日中活動／外出等⇒横の繋がり）、ライフステージ（進学・進級／就職／結婚等⇒縦の繋がり）が変化することで関係者が変わります。

それぞれの関係者が、本人の経験や特性を考慮せずに、思い思いの対応をしてしまうと、本人や家族へ混乱や不安を生じさせてしまいます。

また対応が困難なケースの多くは、様々な背景要因（虐待、貧困、ひきこもり、強度行動障害、保護者の高齢化等）が折り重なっている場合がほとんどです。このようなケースへの支援を行う際にも、関係機関の連携は必要不可欠になります。

地域資源・支援ネットワークの充実

家庭における養育力低下に加えて、発達障害児・者の支援ニーズは多様化しており、これまでの保健、福祉、教育、司法等の縦割りの支援フレームでは対応が困難なケースが増加しています。

個別ケースのミクロの視点だけではなく、地域社会全体のマクロの視点を持ち、地域支援システムの問題（早期発見・早期支援／家族支援／移行支援／重層的支援等）として、地域資源の開発や支援ネットワークを充実させていくことが求められています。

広島県においても、市町の地域自立支援協議会*等で発達障害児・者支援の課題が取り上げられ、事例検討や普及啓発等を通して、新たな地域資源の開発や支援ネットワークの充実が進められています。

※平成24年4月、障害者自立支援法等の一部改正により法定化されました。地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

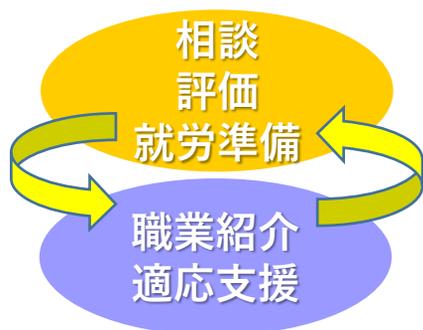
連携・ネットワークの留意点①

- 様々な課題の解決を目指して支援していく上では一つの支援機関でできることは限られています。
- それぞれの支援機関の機能を活用し、連携しながら、支援を進めていくことが不可欠になります。

どのような情報を提供するのか

必ず書面を準備するようにします。口頭で伝えただけではお互いに忘れてしまったり、“言った” “聞いていない” 等というトラブルになりやすかったりします。

例：就労支援の場合



- 基礎情報
- 本人の希望
- 発達障害の特性・具体的なエピソード
- アセスメントを行った機関の方向性（必要と考える支援）
- より企業に近い視点からの就労準備に対する意見
- 必要に応じて地域の企業・求人の情報

どのような形で連携していくか

それぞれの役割と責任を明確に

各機関がなんとなく情報を共有するだけでは、支援が進まない場合もあります。各々の強みが活かせるように役割と責任（実施時期等）を明確にしておくことが重要です。

よりよい連携とは

- 支援の目指す方向性が関係者間で一致している。
- 発達障害の特性という視点から考えられている。
- それぞれの機関の役割が明確である。

連携・ネットワークの留意点②

連携・ネットワークは最小限で効果的に

- 必要な支援を漏れのないように提供するとともに、必要以上に多くの機関を巻き込まないことも重要です。
- 支援が効果的に行われるように、関係機関同士のやりとりがスムーズになされる「機能」と「形態」そして「対等性」が求められます。

連携・ネットワークの意義と留意点

メリット

- 支援ニーズを共有することで、以下のようなことが期待できる
- 各々の異なった専門性を補完できる
- 役割を分担できる
- 情報を共有できる
- 支援ニーズに応じて、必要なチームを形成し対応できる
- ライフステージにおける支援が移行しやすくなる
- 対等性が保たれる

デメリット

- 文化の違いを痛感
- 障害・特性等に関する認識の違い
- 立場が違うことによる方向性の分散
- ケースによっては、全員の意見を集約して、納得できる落としどころを見つけないといけない（その労力の大きさ）
- そもそも話がまとまりにくい
- 「連携」という言葉が独り歩きすると役割の曖昧さが生じる

関係機関を紹介する際の留意点

- 「〇〇市に△△センターというところがありますよ。そこでも相談できますよ」というようなケースの場合、対象者の相談の意思が明確でなかったりニーズが不透明であったりすることで、相談・支援関係を結ぶことが困難になってしまうことがあります。
- たとえ紹介者が「情報提供」のつもりで伝えたとしても、相談者は「（△△センターが専門機関ということで）紹介を受けた。ここに相談すればよい」と感じてしまう場合があります。
- 紹介の目的と相談をすることのメリット等を相談者に十分に説明すること、可能であれば事前に紹介先に期待すること等も伝えておく方が、支援がスムーズに進みやすくなります。

発達障害地域支援体制マネジメント事業

発達障害地域支援体制マネジメント事業とは

市町、福祉事業所、学校等の地域の支援者が、発達障害の特性に沿った対応を一貫して実施できるように、現地へ訪問支援等を行います。次の3つの視点から市町、事業所等を支援し、地域支援ネットワークの充実を目指します。

- (1) 身近な地域における個別の支援体制の整備
- (2) 発達障害の特性を考慮した支援体制の整備
- (3) 重層的な支援体制の整備

活用事例

地域支援マネジャーが支援現場へ訪問し、ニーズに合わせた支援を計画・実施し、現場の支援者と一緒に課題解決を目指します。

アセスメント

対象児・者の行動観察やインフォーマルアセスメントを行います。



ケース検討

課題となっている行動の背景を分析し、支援方法の検討を行います。



職員研修

支援現場や自立支援協議会等で特性理解や支援について研修を実施します。



利用方法

ご利用の際には利用計画書の提出が必要です。詳細は広島県のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/28manezimento.html>)